



Justice
&
Vigor

発信：弁護士法人

シティサンライズ法律事務所

弁護士 浦田 益之

弁護士 和田 恵

弁護士 磯谷 太一

TEL 058-265-1708

✉ info@urata-law.com

不祥事続き

1. 「不祥事」の言葉はマスメディアが作ったものとか。

辞典では、単に好ましくない事柄・事件としか説明されていない。

かつては、醜聞とかスキャンダルとかいった。

今では、一定の社会的な地位を持った、あるいは名の通った個人なり団体などが自らの行動でその信頼・名誉を失わせる出来事を指す。

祥は、吉祥のごとく、本来めでたいという意味であるが、それを、不祥の事を行って、打ち消すことになり、社会からの批判と出処進退の責任を負わされる。

我が弁護士会でも、横領等の懲戒処分事例で何かと世間を騒がせ、不評を買っている（弁護士が一定の社会的な地位にいると知っているのではないので誤解なく、それにしても、発生件数が多く恥ずかしい限りだ）。

弁護士や司法書士が後見人となる成年後見制度を悪用する例も高止まりしている（2024年は27件の被害総額約1億5000万円）。

2. 企業の不祥事としては、贈収賄、カルテル、インサイダー取引、下請いじめ、リコール、品質不正、虚偽広告、表示偽装、情報・秘密漏えい、データ改ざん、不正会計、横領、粉飾決算、ハラスメント等々と数知れず、その都度、組織風土や企業文化の乱れ、内部統制の不備、上下のコミュニケーション不足のことなどが取り沙汰されてきた。

そして、対策としては、コンプライアンスを徹底すること、組織風土を改革すること、危機管理体制を構築することなどが提案される。

この関係では、私も及ばずながら、長きにわたって、岐阜新聞経済欄に「経営法務大学」を寄稿し、また、その協力を得て、岐阜新聞社にて講演を続け、何回となく企業・一般市民向けに同旨の説明をさせてもらった。

3. これに劣らず、政治家の銭（ぜに）にまつわる不祥事があり、後を絶たない。

政治資金パーティー収入の裏金問題には、国民は飽き飽きしてうんざりした。

この問題に関しても、私は、諸悪の根源は、政党の憲法ともいふべき「政党法」の制定を避け続けていることにあるとして、あちこちに寄稿したり、ラジオで話したり批判を続けている。

要するに、政治家は自らを統治せず、司法審査を免れることにだけ汲々としている。

企業でいう「コーポレートガバナンス」の仕組みや体制がなく、それがまた政治の遅れにつながったりする。

4. 袴田再審無罪事件では、検事総長が2024年10月8日出した次の談話が物議をかもししており、弁護団が国を提訴した。

静岡地裁の無罪判決について、「控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容だ」と厳しく批判しつつ、「これ以上の法的地位の不安定を配慮して控訴を断念した」

地裁判決の理由の中で、証拠の捏造が指摘されていたが、無罪とされても、判決尊重義務に従わず、なお、本人を犯人扱いしたことが名誉を毀損になるとして、550万円の損害賠償と謝罪広告を最高検のホームページに掲載せよと求めている。

併せて、静岡県を被告として、弁護団は、2025年10月9日、検察官や裁判官の違法行為を問い、国賠請求の訴え提起をした。

5. これと併せて、最近、検察官の不祥事が目につく。

大川原化工機事件

検察官が、2021年7月30日、進行中であった外国為替及び外国貿易法違反事件の公訴を取り消した。

異例ともいうべき対応であり、その後提起された国と東京都を相手取った国賠請求の訴えでは、東京地裁は、2023年12月27日、警視庁公安部の警察官による逮捕および取調べ（偽計を用いた取調べ、本人が了解していない内容を記載した供述調書に署名押印をさせたなど）、ならびに検察官による勾留請求および公訴提起が違法であると認定して、1億6200万円の支払いを命じた。

控訴審の東京高裁も、2025年5月28日、検察官は通常要求される捜査を遂行しておれば、問題の噴霧乾燥機が法規制の対象に当たらないことの証拠を得ることができたといえるから、公訴提起の判断に誤りがあり違法とした。

国と東京都は上告を断念し、2025年6月11日、1億6600万円の支払いを命じた東京高裁の判決が確定した。

前科情報漏えい事件

検察官が、他人の前科情報を交際していた女性に漏らし、国家公務員法（守秘義務）違反で罰金30万円の略式命令を受け、法務省からは懲戒免職された。

これに伴い、最高検は、全国の地検や高検に対して、綱紀保持の徹底を求める通知を出し、全国検察官を対象とした倫理研修を実施するとした。

ちなみに、弁護士会では、倫理研修規程に基づき、毎年倫理研修を実施している。

地検トップ性的暴行事件

被告人は、無罪を主張して現に争っているが、検事正が部下の女性検事に性的暴行を加えたとして、準強制性交罪に問われている。

これには、元指導教官に当たる関係から、長男・浦田功を含む何人かが弁護人を買って出ている。

特捜部検事に対する付審判請求事件

業務上横領事件で無罪となった会社代表者が、違法な取調べにつき、主任検事を特別公務

員暴行陵虐などの容疑で告発するも、不起訴処分にされてしまった。
そこで、不起訴処分を不服とし、裁判にかけるよう付審判請求を行い、大阪高裁は、2023年8月8日、これを認める決定を出した。

今後は裁判所の指定する弁護士が検察官役を務め、その刑事責任を問う裁判が開かれる。

地検特捜部証拠隠滅事件

2010年のことになるが、フロッピーディスクのデータを改ざんし、特捜部長検事が証拠隠滅罪で実刑判決を受け、副部長らは犯人隠避罪で執行猶予付き有罪判決をそれぞれ受けている。

検察官もお前もかでは、天下に示しがつかない。

特別コーナー 「私たちも情報提供します」

岐阜放送 ラジオパーソナリティ 本地 洋一

エスカレーターの利用について一言

エスカレーターを利用する時、片側を空けて乗ろうとしていませんか。名古屋市は令和5年10月に、事故防止を目的に、立ち止まって乗ることが条例で義務付けられました。歩行は禁止です。両側に立ち止まって利用することです。制定されたのは、埼玉県に次いで全国2例目で、違反しても罰則はないものの、利用者は、エスカレーターの踏段の上に立ち止まると定められています。歩行用として片側を空ける習慣は、左右いずれかの手すりにしっかりつかまることのできない身体の弱い人にとって危険な事故につながります。



元気な人が走ったり歩いたりすることは、製造メーカーの団体でも歩かず立ち止まり、手すりにつかまろうと呼びかけを実施しています。メーカーからみても歩かない構造となっており、後ろから歩いてくる人が立ち止まるように利用者は二列、左右と全体に広がる乗り方をして欲しいものです。一列に乗ることがマナーと思っていませんか。身体の弱い人たちが安心して乗れるように、利用者は二列で歩けない乗り方に協力して下さい。お母さんは、子どもを前に立たせないで、しっかりと手をつなぎ、小さな子を守って下さい。元気な人は片側を空けないで弱者を守る乗り方を考えて下さい。そして行政も鉄道会社、百貨店など運用する施設も正しい利用方法を広報し、エスカレーターの構造に見合った安全な利用ができようとしていただきたいものです。

次回案内 岐阜放送「ぎふチャン」

浦田益之の言われてみれば…3月25日(毎月第4水曜日午後4時5分から)

法廷における被告人の手錠・腰縄問題

1. これまでの刑事法廷では、勾留されている被告人についてであるが、

被告人が、2人の職員に伴われては、傍聴人の視線が集まる中、手錠をかけられ腰縄でつながれて入廷する

といった見慣れた光景があった。

続いて、職員の一人は、手錠を鍵を使って解き、もう一人は腰縄を外したうえ、被告人席に着席させ、その両側に付き添う形を作る。

裁判官が入廷する前にその作業を終えている場合があれば、入廷後にこれを始めたりもする（公判を終えても、裁判官が退席せず、続いて次の公判を担当するときにはこうしたことが起こる）。

被告人が退廷するときは、それに先立ち、法廷内において手錠をかけ腰縄をつなぐ作業を終える。

ちなみに、従来は、被告人を傍聴人席の間を仕切るバーの前にある長椅子の中央に座らせていたが、今は弁護人席の前の長椅子に変わっている。

これは、捜査における取調べとは違い、被告人の権利を尊重して、検察官とは対等の関係に置く（当事者主義）のに必要とされた措置になる（遅きに失したといえるが）。

一つのきっかけは、2009年から裁判員制度が導入されており、誰が「訴える（検察官）」側で、誰が「訴えられている」（被告人）か見て分かるようにしたのと、書面中心の審理から、裁判官や裁判員が尋問等法廷でのやり取りを直接見聞きして判断する「口頭主義」、「直接主義」を重視するようになったことによる。

2. 刑事訴訟法は、「公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない」と定め（287条1項本文）、身体不拘束を原則にしている。

これには但し書があり、「被告人が暴力を振り又逃亡を企てた場合は、この限りではない」している。

ところが、裁判長（合議体）や裁判官には、法廷の秩序を維持するため、「法廷警察権」が付与されており、それを踏まえてか、甚だしく不当などの事情がない限り、手錠・腰縄を違法とは捉えてこなかった。

3. しかしながら、被告人は近代刑事法の大原則である「推定無罪の保障」を受けているし、個人の尊厳についても憲法上の保障（13条）がある。

1966年採択、1976年発効の国連「自由権規約」でも、非人道的な取り扱いを禁止しており、日本も1979年批准している。

実際のところ、手錠・腰縄姿では、

罪人の印象を与える
見られなくなかった
恥ずかしいことこのうえない
罰を受けていると感じた

といった声が被告人から聞かされるし、誰もが想像できることだ。

日弁連が調査した結果では、

アメリカは、入廷時に人目に分かる拘束具をつけることが許されるかを、個別の事件ごとに、逃走の恐れや廷内の安全確保を考慮して決定している

韓国は、待機室で手錠を外してから入廷させている

UE（欧州連合）は、加盟国に対し、被告人が有罪であるとされないようにするため適切な措置を採ることを求めている

と報告されている。

日弁連としては、手錠・腰縄は重大な人権侵害であるとし、一貫して、原則は戒具を外して入廷させることを主張し改善を求めている。

4. 裁判例としては、大阪地裁2019（令和1）年5月27日判決がある。

或る被告人が、入廷に際して、衝立が設置されず、いつも通り手錠・腰縄姿を強いられ苦痛を被ったとして、国賠請求の訴えを起こした。

請求は棄却されたが、次の判断が示された。

- ・手錠などを施された被告人の姿は罪人との印象を与える恐れがないとはいえない
- ・被告人はそうした姿をみだりに公衆にさらされない利益や期待を有している
- ・入廷前には出入口に衝立を設置して手錠・腰縄を解くのも一つの方法になる

5. 現状はさして改まっていないが、2026（R7）年1月26日、最高裁が、法務省や警察庁と協議したうえ、全国の高裁と地裁に対し、

刑事裁判において勾留中の被告人が入廷する際、手錠と腰縄を付けたままになっている運用を改めること

を通知した。

逃走や自傷のリスクについては、被告人の勾留先の留置所や警察署でおよそ分かる筈であるので、事前に、裁判所へ連絡を入れ、手錠・腰縄の着脱につき打ち合わせをすることもできるから、今回の運用変更通知が遵守されることを強く期待する。

被告人の人権を守ることは裁判所の務めそのものである。

梅は百花の魅



梅林公園